

## 第6号様式（第19条関係）

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府 高槻市 幸町1番1号	平成25年7月31日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) パナソニック フォト・ライティング株式会社 代表取締役社長 堀西 克巳 電話072-682-7010
--	--

主たる業種	電球製造業					細分類番号	2	9	4	1		
事業者区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則					<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで											
基本方針	生産機器、空調設備等に使用する電力、ガスなどのエネルギーの削減や効率的な使用に取組む											
計画を推進するための体制	パナソニック株式会社の環境方針の下、社内に環境保護推進委員会及び、その実務組織である省エネルギー委員会を設けている。											
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	1,578.5 トン	1,364.7 トン	1,291.3 トン	トン	-15.9 パーセント						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	3,235.2 トン	1,364.7 トン	1,291.3 トン	トン	-59.0 パーセント						
	実績に対する自己評価	目標であった年平均歩留1%向上は達成できた。 会社全体の節電意識向上の効果も大きいと考える。										
	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業活動に伴う排出の量 (生産高〔億円〕)	70.15	53.48	62.84		-17.09 パーセント						
	事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント						
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	実施した省エネ施策が確実に効果として表れている。 生産に使用する電力以外の節電意識の浸透も効果の一因である。										
	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考							
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント							
	(24)年度	年平均歩留1%向上、トランクの統廃合による電力ロスの削減 空気圧縮機の効率アップと圧力削減による電力の削減										
	(25)年度	変電トランクの統廃合、会議室エアコン省エネタイプに更新 製造歩留1%向上										
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤距離2km圏内自動車通勤禁止										
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	従来より、歩行通勤可能距離と考え、従業員に周知されている										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン									
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・京都モデルフォレスト運動として大江町「毛原の森」森林保全活動を今年度以降も活動を継続する。(ただし、24年度は既存植林部分の整備を重点的におこなったために削減量の追加なし)											
特記事項	今後のエネルギーの使用は節電対策や生産量の減少により削減できているが物理的な削減施策が頭打ち傾向であるので生産高原単位向上が重点取組みとなる。											

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。